

重要

解体業者の皆さまへ

平成 30 年 7 月豪雨に伴う被災車両のエアバッグ類処理について

平成 30 年 7 月豪雨により被災した車両について、国から発出された留意事項（別添）に基づき、以下 1.の状態に該当する車両については 2.の内容に従い処理を行っていただくようお願い致します。

ただし、1.の状態に該当しない車両については、通常通り適正に取外回収を行うようお願い致します。

1. 通常の処理が困難な「車両の状態」

- ① 対象車両のキャビン部分がほぼ原形をとどめていない。
- ② ドアが特殊工具・重機等を用いなければ開閉できない。
- ③ エアバッグ類の装備部位に損傷・変形等がある。
- ④ 車室内に瓦礫・草木等の燃焼物が大量に堆積している。

上記に該当せず、また冠水しておらず通常の処理が可能な「車両の状態」にあり、車上作動処理作業を実施したものの作動しなかったエアバッグ類については、従来通り取外回収を行ってください。（「4. 取外回収を行う場合の留意点」参照）

2. 上記「車両の状態」にある車両のエアバッグ類の処理方法

- ① 重機等適切な機材を用いてエアバッグ類の取外回収を実施^{※1}。
- ② 重機等適切な機材を保有していない場合は、それら機材を保有する解体業者に車両を引き渡し^{※2}、引渡先の解体業者において重機等適切な機材を用いてエアバッグ類の取外回収を実施。

※1 通常の処理が困難な車両の処理方法については、経済産業省・環境省から関係自治体に対し「平成 30 年 7 月豪雨に伴って生じた被災自動車のエアバッグ類の処理にあたっての留意事項」（10/23 付 事務連絡）が発出されております。詳細は環境省の HP でご確認ください。

http://kouikishori.env.go.jp/archive/h30_suigai/efforts/

※2 当該車両の移動報告を行う際は、〔解体工程〕引取報告画面において〔エアバッグ類処理対象選択〕で「次業者処理」を選択してください。

3. エアバッグ類の処理を実施する場合の「作業上の注意」

- ① 作業開始時からマスクを着用すること（通常時は換気時のみ着用）。
- ② 作業終了後は手洗い・うがいを実施すること。

4. 取外回収を行う場合の留意点

エアバッグ類の取外回収を行う場合、引取基準に合致した状態で引き渡していただく※必要があります。

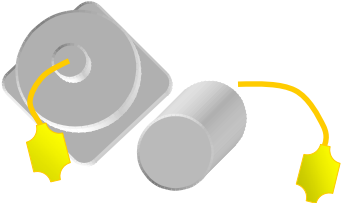
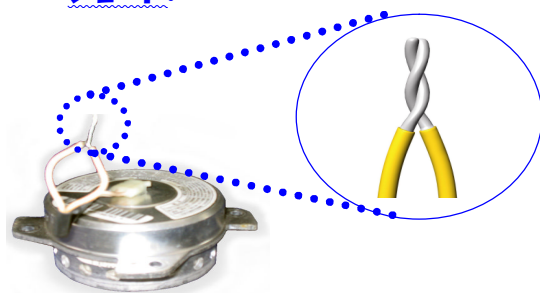
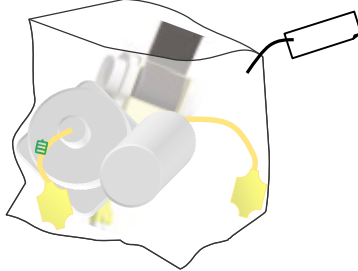
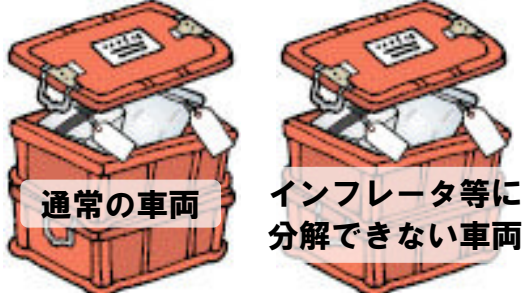
ただし、車両状況や錆等によりインフレーター等の状態まで分解できない場合は、運搬・引取時の安全確保等のため次ページの手順で引き渡ししてください。

※ 運転席用機械式エアバッグについては運搬時の衝撃による誤作動を防止する

目的から、ボルトの空転等によりナットが外せない場合でもドリルやホールカッター等を使用して必ずインフレータの状態にし、専用回収容器に収納してください。

- ※ インフレータ等の状態に分解することが容易であるにもかかわらずモジュールの状態等不適切な引渡しが行われた場合、指定引取場所での引取拒否や管轄の自治体への通報を行う場合があります。
- ※ 引取基準の詳細は「エアバッグ類 適正処理情報」等でご確認ください。

〔インフレータ等の状態にまで分解できない場合の引渡手順〕

<p>① 可能な限りインフレータ等の状態にする！</p> 	<p>② 電気式インフレータ等のハーネスはショート！</p> 
<p>③ 通常通り、車両 1 台分を回収袋に収納する！</p> 	<p>④ インフレータ等に分解できたものと分解が困難なものは、回収ケースを分けて車両ごとに収納！</p> 

※ 上記以外で引取基準に合致させることが困難な事象が発生した場合は、自再協までご連絡ください。

5. その他

- 本資料に記載のエアバッグ類処理方法は「平成 30 年 7 月豪雨により被災した車両」に限定した内容です。その他の車両については通常通り作業を行ってください。
- 本資料に記載のエアバッグ類処理方法の対象期間は **2018 年度（2019 年 3 月末）まで**です。
ただし、被災車両処理の進捗状況によっては期間の見直しを行う場合があります。

万一、事故等が発生した場合は、現場を保存(写真等による保存でも可能)の上、速やかに自動車再資源化協力機構までご連絡ください。

自動車再資源化協力機構（業務部）
TEL: 03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org

平成 30 年 10 月 23 日

一般社団法人日本 ELV リサイクル機構 御中

経済産業省製造産業局自動車課
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室平成 30 年 7 月豪雨に伴って生じた被災自動車の
エアバッグ類の処理にあたっての留意事項

日頃より、使用済自動車の適正処理の推進につきましては、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在流通しているほとんどの自動車には、エアバッグ類（エアバッグ及びシートベルトプリテンショナー）が装備されていますが、これらには火薬が含まれており、破碎や金属スクラップの再生時の事故を防止する観点からも、解体工程で適正に取り外し又は車上作動を行う必要があります。

今般の平成 30 年 7 月豪雨により被災した自動車のうち、破損が著しく、人力でドアが開閉しないものや車室が原形を留めていないもの（以下、「大破被災自動車」という。）であっても、その大部分にはエアバッグ類が作動せずに残存していると考えられます。

大破被災自動車の適正処理にあたっては、手作業によるエアバッグ類の車上作動や取り外し回収は、作業者の危険を伴うとともに物理的にも困難であることから、安全性の観点から以下の点に留意し、作業をお願いいたします。

留意事項

1. エアバッグ類の手作業による車上作動や取り外しが困難な大破被災自動車の解体にあたっては、原則、重機（ニブラ）等を用いてエアバッグ類を取り外す。
2. 重機（ニブラ）等を保有していない解体業者が大破被災自動車を引き取り、エアバッグ類の車上作動や取り外し回収が安全に行えない場合には、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第 16 条第 6 項に基づき、速やかに、当該大破被災自動車を、重機（ニブラ）等を保有する解体業者に引き渡す。

以上